

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

当センターは平成16年4月1日に設立されました。以下は当センターの平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

(1) 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の内容	処分関係	維持・管理	その他	計
件数	8 (1)	10 (8)	2 (2)	20 (11)

※（ ）は法律相談で内数

(2) 寄付金の受入れ及び配分

法人化前から実施している寄附金の受入れ制度について、啓発・普及を図るため、事業概要を説明したパンフレットを作成し、経済団体等への送付・当センターホームページへの掲載・各国立大学法人等への送付等を実施しました。

(3) 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

法人化以前に実施した「国立大学における資金の獲得・配分・利用状況に関する全国調査」の分析を実施するとともに、その成果を第1次調査・中間報告書として刊行しました。また、国立大学法人の財務の諸側面を実証的に明らかにするための訪問調査（2大学）を実施しました。

② 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

米国州立大学における先進的学内配分システムについて聞き取り調査を実施しました。また、欧州の諸大学における学内資金配分システムについて聞き取り調査を実施しました。

③ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

国立大学法人の財務資料（予算、収支計画及び資金計画）等の収集を行うとともに、財務・経営に関する分析指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性及び効率性）の研究開発・検討を進めました。

④ IMHE事業等への参加

当センターは、OECDの高等教育経営研究事業（IMHE）と英国の高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）の共同提案による「国際高等教育財政経営プロジェクト」に参加しています。

平成16年度は、各国のケーススタディ報告書の翻訳を行いました。また、米国における高等教育マネージメント・システムセンターやヨーロッパ大学協会等を訪問し、情報の交換等を行いました。

⑤ 調査研究の成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会、研究紀要の刊行、「英国大学経営指針（続）」の刊行及び基礎研究の発表・報告を行いました。

(4) セミナー・研修の開催、実施

平成16年度のセミナー・研修事業の実施については、センター法、国立大学法人法及び当センターの中期目標等の趣旨に沿って、受講対象者の意向等を踏まえ、以下のセミナー・研修を開催、実施しました。

① 大学トップマネージメントセミナー

ア. 大学トップマネージメントセミナー

対象者：各国立大学法人等の役員等

開催日：平成16年10月20日（水）・21日（木）

場所：学術総合センター

参加者数：148名

イ. 国立大学病院経営セミナー

対象者：各国立大学法人の学長、役員、事務局長、病院長等

開催日：平成17年3月9日（水）・10日（木）

場所：学術総合センター

参加者数：144名

② 大学財務・経営セミナー

対象者：各国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長

開催日：平成17年1月27日（木）「人事・労務の部」・28日（金）「財務・会計の部」

場所：学術総合センター

参加者数：203名（27日）・197名（28日）

③ 大学職員マネージメント研修

対象者：各国立大学法人等の財務担当課長、係長

開催日：平成16年10月25日（月）～29日（金）

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者数：106名

(5) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通してマネージメントに関する情報の提供及び交流を行った。

① 「英国における大学経営の指針（続）」の刊行・提供

英国の高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）の発表した大学経営マニュアルの翻訳刊行、国立大学法人等への配布を行いました。

② ガイドブック等の作成・配布等

・「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

・「国立大学法人の財務概要（仮称）」の検討

- ・「国立大学法人財務・経営データベース検討委員会」の設置
- ③ 国立大学法人等財務管理等に関する協議会の開催
国立大学法人等の財務担当部長及び課長を対象として年2回開催しました。

(第1回)

対 象 者：各国立大学法人等の財務担当部長、課長
開 催 日：平成16年5月20日（木）・21日（金）
場 所：学術総合センター
参加者数：251名

(第2回)

対 象 者：各国立大学法人等の財務担当部長、課長
開 催 日：平成16年9月17日（金）
場 所：学術総合センター
参加者数：225名

(6) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営に関し、次の協力・助言を行った。

① 財務・経営改善の情報提供、経営相談

当センターのホームページに、国立大学法人等において実施された経営改善等の方策の事例を紹介する「国立大学法人等の経営改善方策の事例募集・紹介窓口」及び国立大学法人等からの財務・経営に関するご質問に対する回答を掲載する「国立大学法人等に対する経営相談窓口」を開設しました。

② 教育研究用機器の有効活用

教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」を管理運用しており、システムの改修等利便性の向上を図りました。

(7) 大学共同利用施設の管理運営

- 大学共同利用施設の運営管理については、①学術総合センターの共用会議室の管理運営、②キャンパス・イノベーションセンターの管理運営を実施しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成16年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業

① 一般概況

平成16年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、39の国立大学法人の90事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の調達先である財政融資資金からの借入条件と一致しており、全く金利リスクは発生していません。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利と同率

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成16年度に貸付を行った39国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成16年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	貸付金額	翌年度繰越額	貸付不用額
施 設 費	(24大学法人39事業) 38,040	(5大学法人6事業) 6,806	254
設 備 費	(30大学法人51事業) 16,364	(1大学法人2事業) 137	199
総 計	(39大学法人90事業) 54,404	(5大学法人8事業) 6,943	453

※ 翌年度繰越額・・・貸付の対象として予定していた国立大学法人の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人への資金貸付を翌年度に繰り延べしたもの

※ 貸付不用額・・・年度当初予定していた貸付金額に対し、国立大学法人の事業費縮小により貸付する必要がなくなったもの

⑤ 調達財源

平成16年度の貸付財源は全額財政融資資金からの借入金でした。

(単位：百万円)

区 分	当初予定額	借入金額
財政融資資金借入金	61,800	54,404

※ 当初予定額と借入金額との差額は、上記④の翌年度繰越額及び貸付不用額に対応するものです。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

時 期	国立大学法人からの回収		財政融資資金への償還	
	元 金	利 息	元 金	利 息
平成16年9月	—	2	—	2
平成17年3月	—	84	—	84
合 計	—	86	—	86

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務1,004,737百万円を一括して承継しています。

この承継額のうち附属病院整備に係るもの以外の3,750百万円は、当センターが国から承継した財産等を財源として平成16年度に全額償還を行いました。また、附属病院整備に係る残りの1,000,987百万円のうち、平成16年度が償還期限の73,379百万円は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

(単位：百万円)

区 分	承継額	平成16年度 償 還 額	平成16年度末 債 務 残 高
附属病院整備に係るもの以外のもの	3,750	3,750	-
附属病院整備に係るもの	1,000,987	73,379	927,607
合 計	1,004,737	77,129	927,607

※ 承継債務のうち附属病院整備に係るもの以外のものは、平成16年度で全ての償還が終わりました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

③ 債務の償還状況

○承継債務のうち附属病院整備に係るもの以外のもの

(単位：百万円)

時 期	財政融資資金への償還	
	元 金	利 息
平成16年9月	1,875	39
平成17年3月	1,875	20
合 計	3,750	59

※ 償還財源は、当センターが国から承継した財産等を充てました。

○承継債務のうち附属病院整備に係るもの

(単位：百万円)

時 期	国立大学法人からの回収		財政融資資金への償還	
	元 金	利 息	元 金	利 息
平成16年5月	6,930	4,333	6,930	4,333
平成16年9月	29,675	11,503	29,675	11,503
平成16年11月	6,930	4,192	6,930	4,192
平成17年3月	29,844	10,899	29,844	10,899
合 計	73,379	30,926	73,379	30,926

※ 上記（１）及び（２）に係る貸付金残高及び承継債務負担金残高

平成16年度の施設費貸付事業に係る貸付金と国から承継した債務に係る負担金債権の平成16年度末現在の残高は以下のとおりです。

平成17年3月31日現在 (単位：百万円)

区 分	貸付金額又は 承継債務負担金額	回収金額	残 高
施設費貸付事業貸付金	54,404	—	54,404
施 設 費	38,040	—	38,040
設 備 費	16,364	—	16,364
承継債務に係る負担金 債権	1,000,987	73,379	927,607
合 計	1,055,391	73,379	982,011

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

当センターに国から承継された旧国立学校特別会計の積立金等を財源として、文部科学大臣の定めに基づき、7の国立大学法人の7事業に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行いました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

当センターは、法人化に際して、施設費交付事業の確実な実施を確保するため、国から次に掲げる財産を承継しており、これら財産を施設費交付事業の交付財源としています。

・ 旧国立学校特別会計積立金	7,182百万円
・ " 特別施設整備資金	2,603百万円
・ " 決算剰余金	22,891百万円
・ " 特定学校財産	29,761百万円

(上記のうち、3,750百万円は承継債務の償還に充当)

また、上記以外に各国立大学法人等が国から出資された土地を売却した場合は、施設費交付事業の財源に充てるため、当該売却収入のうち文部科学大臣が定める一定割合(26頁「※一定割合」をご参照下さい)を国立大学法人から当センターへ納付してもらおう仕組みとなっています。なお、平成16年度は、国立大学法人等から当センターへの納付実績はありませんでした。

③ 交付実績

平成16年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	交付決定額	支払済額	翌年度繰越額	交付不用額
交付事業	(7大学法人7事業) 8,431	6,414	(3大学法人3事業) 1,848	170

※ 翌年度繰越額・・・交付決定した国立大学法人の事業の実施期間が翌年度に延長されたことに伴い、当センターから国立大学法人への資金支払いを翌年度に繰り延べしたもの

※ 交付不用額・・・交付決定額に対し、国立大学法人の事業費の縮小により交付する必要がなくなったもの

(4) 旧特定学校財産の管理処分

広島大学本部地区跡地の一部について、売却を行いました。

当該跡地(68,333㎡)のうち、一部(21,519㎡)について、地元自治体(広島市)に取得希望の有無について照会し、広島市から取得の対象外との回答のあったことから、当該部分の売却について、平成17年3月1日一般競争入札を実施しました。その結果、不動産業者が落札しました。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成16年度の当期総利益は、56,268百万円となっています。これは施設費交付事業の財源に充てるために、旧国立学校特別会計の積立金等を、法人化に際して当センターが国から承継したことによるものです。

この当期総利益は、センター法第15条第5項により、翌事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てることとなります。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成16年度
経常費用	40,438
経常収益	38,018
経常利益	△ 2,419
臨時損失	—
臨時利益	58,687
当期総利益	56,268

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成16年度の資産は、1,041,232百万円となっています。このうち927,607百万円は承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成16年度
資産の部	1,041,232
負債の部	984,964
資本の部	56,268
負債資本合計	1,041,232

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は122頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。) さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金(附属病院等の整備を対象)及び施設費交付金(附属病院以外の整備を対象)があります。

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国の実現を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が著しく、科学技術基本計画(平成13年閣議決定)などにおいても、その改善が最重要の課題とされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っており、上記の課題に対応するため、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備を進めることが求められています。

(参考)

科学技術基本計画(抜粋)

平成13年3月30日閣議決定

7. 科学技術振興のための基盤の整備

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

(a) 大学、国立試験研究機関等の施設の整備

教育・研究機関の施設は、21世紀にふさわしい社会資本であり、その整備促進が不可欠である。

大学等が活発な教育研究活動を展開し、優れた人材と研究成果を生み出すため、安全で効果的に教育研究に専念でき、かつ国内外の優秀な学生や研究者を引き付ける魅力に富んだ世界水準の教育研究環境を確保することが必要である。このため、国は、施設の老朽化・狭隘化の改善を最重要の課題として位置付け、老朽化・狭隘化問題の解消に向けて特段の予算措置を講ずる。

国立大学等では、必要な整備面積は約1,100万平方メートルに達している。第2期基本計画期間中においては、このうち、大学院の狭隘化の解消、卓越した教育研究の実績がある研究拠点の整備、既存施設の活性化などの観点から、5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的に実施する。

その際、施設の効果的・効率的な利用を図る観点から、各部局が共有する総合的・複合的な研究棟の整備を進める。また、学外者による評価も含めた点検・評価を踏まえ、学長のリーダーシップの下に施設利用の弾力化を推進する。また、老朽化施設の改善に向けて、適切な改修や機能向上を図り、既存施設の活性化を推進する。

(2) 大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借入れるとともに、平成17年度からはセンター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覽

	大学名	区 分		大学名	区 分
1	北海道大学	医学部・歯学部附属病院	22	滋賀医科大学	医学部附属病院
2	旭川医科大学	医学部附属病院	23	京都大学	医学部附属病院
3	弘前大学	医学部附属病院	24	大阪大学	医学部附属病院
4	東北大学	医学部・歯学部附属病院			歯学部附属病院
5	秋田大学	医学部附属病院	25	神戸大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院	26	鳥取大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院	27	島根大学	医学部附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院	28	岡山大学	医学部・歯学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院	29	広島大学	医学部・歯学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院	30	山口大学	医学部附属病院
		研究所附属病院	31	徳島大学	医学部・歯学部附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院	32	香川大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院	33	愛媛大学	医学部附属病院
12	新潟大学	医学部・歯学部附属病院	34	高知大学	医学部附属病院
13	富山大学	大学附属病院	35	九州大学	医学部・歯学部・研究所附属病院
14	金沢大学	医学部附属病院			36
15	福井大学	医学部附属病院	37	長崎大学	医学部・歯学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院	38	熊本大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院	39	大分大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院	40	宮崎大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院	41	鹿児島大学	医学部・歯学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院	42	琉球大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院			

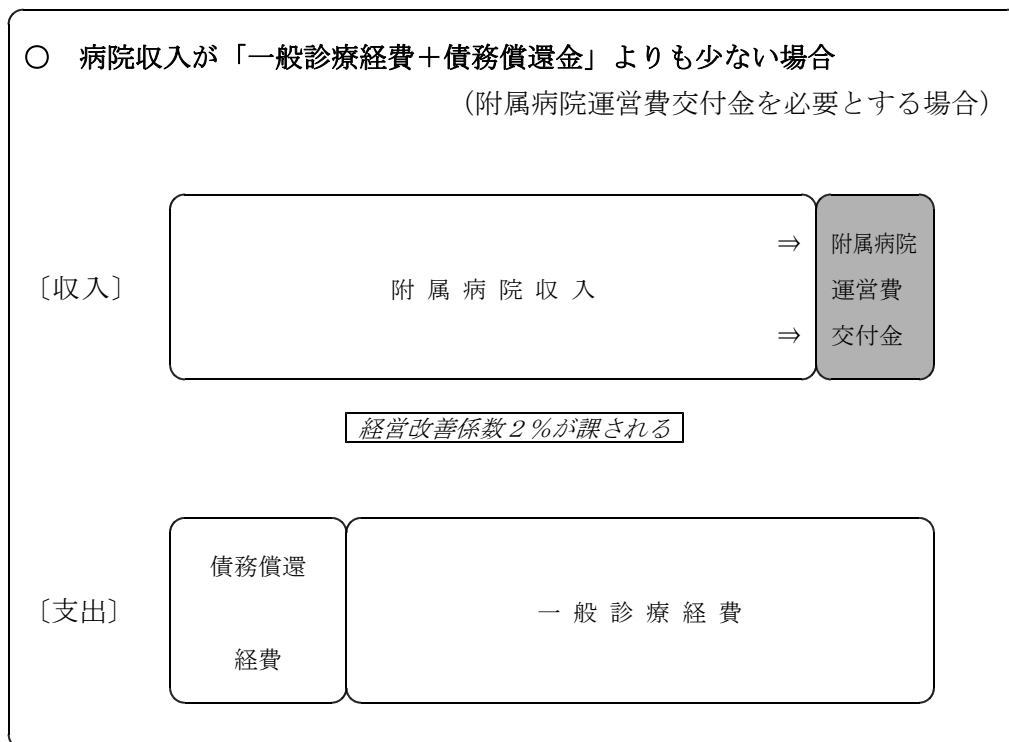
(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対しては、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の一般診療経費に係る運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、「病院収入」と「附属病院運営費交付金」で対応

- 病院収入が「一般診療経費＋債務償還金」よりも少ない場合
(附属病院運営費交付金を必要とする場合)



【注】

- ・病院収入で一般診療経費と債務償還経費を賄えない場合は、国立大学法人全体の運営において附属病院経費が負担とならないよう「附属病院運営費交付金」を措置
- ・病院収入が一般診療経費と債務償還経費の合計額と同じ、あるいは上回っている場合は、「附属病院運営費交付金」は措置されない
- ・附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課される（病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」を上回る場合は、経営改善係数は課されない。）

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、平成17年12月1日現在において当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業は平成16年度は財政融資資金借入金のみを財源としていましたが、平成17年度からはセンター債券も財源の一部として加えることとしています。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成17年度の貸付は財政融資資金借入金利に0.2%上乘せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成17年3月末時点で927,607百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成16年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位全体の資産は、1,051,438百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の1,041,232百万円が全体の99.03%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権（一年以内回収予定債権を含む。）が927,607百万円であり資産全体の89.09%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.91%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部		10,206	1,041,232	1,051,438
	負債の部	842	984,964	985,807
	資本の部	9,363	56,268	65,631
負債資本合計		10,206	1,041,232	1,051,438

(2) 平成16年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、41,182百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の40,438百万円が全体の98.19%を占めています。

一方の経常収益においては、法人全体で38,784百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における38,018百万円が全体の98.02%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は56,289百万円となっており、主なものは施設整備勘定で全体の99.96%を占めています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用		744	40,438	41,182
経常収益		766	38,018	38,784
経常利益		22	△ 2,419	△ 2,398
臨時損失		48	—	48
臨時利益		48	58,687	58,736
当期総利益		22	56,268	56,289

(3) 平成16年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、3,418百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の2,419百万円が全体の70.77%を占めています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	596	2,419	3,015
II 損益外減価償却相当額	261	—	261
III 引当外退職給付増加見積額	17	—	17
IV 機会費用	125	—	125
V 行政サービス実施コスト	998	2,419	3,418

(4) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのホームページにより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融资を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区 分	政策コスト	分析期間
平成17年度	80億円	28年間

政策コスト分析については、119頁「第5 経理の状況 6. 政策コスト分析」に掲載しています。